

人事異動及び人事記録に関する規程

平成 9 年 7 月 1 日

訓 令 第 4 号

改正 平成19年 3 月 29日訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、職員の人事異動及び人事記録に関し、統一的な取扱方法を定め、人事管理の標準化を図ることを目的とする。

(人事異動の種類)

第2条 人事異動の種類及び意義は、別表第1のとおりとする。

(辞令)

第3条 管理者は、職員の人事異動（以下、「異動」という。）を行う場合においては、辞令（別記様式第1号）及び辞令写を作成する。

2 辞令及び辞令写に記載する異動の発令形式は、別表第2のとおりとする。

3 辞令は、異動に係る職員に交付し、辞令写は、人事記録に用いる。

4 職員の異動が任命権者を異にする機関の間で行われた場合においては、前項の規定によるほか、別に辞令写一部を作成し、これを当該任命権者に送付するものとする。

(辞令の交付を要しない場合)

第4条 管理者は、次の各号の一に該当する異動を行う場合は、前条の規定にかかわらず、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって処理するものとする。

(1) 規則又は規定に定める職名の変更により一時に多数の職員について行う任命換、補職及び補職解除

(2) 組織の変更により、一時に多数の職員について行う配置換

(3) 失職又は死亡による退職

(4) その他辞令の交付を要しないと認める異動

(履歴書の記載)

第5条 管理者が異動を発令した場合は、履歴書（別記様式第2号）に異動事項を記載しなければならない。

2 履歴書には、前項に規定するもののほか、学歴、資格又は免許の取得、表彰、職員の任用、給与、研修その他職員の人事に関し、必要と認める事項を記載するものとする。

3 履歴書は、永久保存とする。

附 則

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 異 動 の 種 類 | |
|-----------|--|
| 種 類 | 意 義 |
| 1 採 用 | 現に職員でないものを新たに採用する場合（38に定める場合を除く。） |
| 2 昇 任 | 現に有する級より上位の級に変更する場合又は現に有する職より上位の職につける場合をいう。 |
| 3 降 任 | 現に有する級より下位の級に変更する場合又は現に有する職より下位の職につける場合をいう。 |
| 4 転 任 | 現に管理者以外の嶺南広域行政組合の任命権者により任用されている職員を管理者を任命権者とする職員に任命する場合をいう。 |
| 5 出 向 | 現に管理者を任命権者として任命されている職員を管理者以外の嶺南広域行政組合の任命権者を任命権者とする職員として勤務させる場合をいう。 |
| 6 兼 任 | 管理者を任命権者とする職員を現に任命されている職（身分上の職）にあるままで更に他の職（身分上の職）に任命する場合をいう。 |
| 7 兼任解除 | 兼任中の職員の兼ねている職を解く場合をいう。 |
| 8 併 任 | 現に管理者以外の任命権者により任用されている職員をその職（身分上の職）にあるままで、更に管理者を任命権者とする職員に任命する場合をいう。 |
| 9 併任解除 | 併任中の職員の併任している職を解く場合をいう。 |
| 10 補 職 | 法令、条例、規則その他規程により定められている職（組織上の職）につける場合をいう。 |
| 11 補職解除 | 補職を解く場合をいう。 |
| 12 配 置 換 | 職員にその職を変えずに勤務場所又は勤務の担当を変える場合をいう。 |
| 13 兼 務 | 現に命ぜられている勤務場所又は勤務の担当にあるままで更に他の勤務場所又は勤務の担当を兼ねる場合をいう。 |
| 14 兼務解除 | 兼務中の職員の兼務の職務を解く場合をいう。 |

| | |
|-----------|--|
| 15 事務取扱 | 上級の職にある役付職員に他の下級の役付職員の職が欠員であるとき、又は他の下級の役付職員に事故があるときにその職の職務の代行を命ずる場合をいう。 |
| 16 事務取扱解除 | 事務取扱中の職員の事務取扱の職務を解く場合をいう。 |
| 17 心得 | 下級の職員に他の上級の役付職員の職が欠員であるときにその職務の代行を命ずる場合をいう。 |
| 18 事務代理 | 役付職員に事故があるときに同級又は下級の職員をその職にあるままで当該役付職員の担当する職務の代行を命ずる場合をいう。 |
| 19 事務代理解除 | 事務代理中の職員の代理職務を解く場合をいう。 |
| 20 派遣 | 職員を留学、研修（21 日以上の場合）の用務により又は法令の規定により本来の勤務場所以外のところへ派出する場合をいう。 |
| 21 専従休暇 | 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下この表において「法」という。）第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事するための許可をする場合をいう。 |
| 22 療養 | 結核性その他の疾患のため自宅療養又はその他の療養を命ずる場合をいう。 |
| 23 休暇 | 法第 28 条第 2 項の規定により職員としての身分は有するが職務に従事させない場合をいう。 |
| 24 育児休業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により承認する場合をいう。 |
| 25 復職 | 専従休職、療養、休職、育児休業又は停職により職務に従事していない職員を職務に復帰させる場合をいう。 |
| 26 分限免職 | 法第 28 条第 1 項の規定により職員の意に反して職を免ずる場合をいう。 |
| 27 失職 | 法第 28 条第 4 項の規定により当然にその職を失う場合をいう。 |
| 28 戒告 | 法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分として戒告する場合をいう。 |
| 29 減給 | 法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分として減給する場合をいう。 |

| | |
|------------------|--|
| 30 停 職 | 法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分として職は保有するが職務に従事させない場合をいう。 |
| 31 懲戒免職 | 法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分として免職する場合をいう。 |
| 32 辞 職 | 職員の自発的意思により職を解く場合をいう。 |
| 33 退 職 | 法第 28 条の 2 第 1 項の規定による定年により職を退く場合、法第 28 条の 3 の規定による勤務延長の期限の到来により職を退く場合、法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による再任用の任期の満了により職を退く場合、死亡により職を退く場合又は雇用期間の満了により職を退く場合をいう。 |
| 34 勤務延長 | 現に職員である者を法第 28 条の 3 第 1 項の規定により勤務延長される場合をいう。 |
| 35 勤務延長 期限延長 | 勤務延長中の職員の勤務延長の期限を延長する場合をいう。 |
| 36 勤務延長 期限繰上げ | 勤務延長中の職員の勤務延長の期限を繰り上げる場合をいう。 |
| 37 再 任 用 | かつて嶺南広域行政組合の職員であった者を法第 28 条の 4 第 1 項の規定により採用する場合をいう。 |
| 38 再 任 用 任期更新 | 再任用された職員の任期を更新する場合をいう。 |
| 39 臨 時 的 任 用 | 法第 22 条第 2 項の規定により臨時的任用をする場合をいう。 |
| 40 臨 時 的 任用更新 | 臨時的任用を更新する場合をいう。 |

別表第2（第3条関係）

人 事 異 動 発 令 形 式

| 異動区分 | 事 項 | 発 令 形 式 | 備 考 |
|------|-----------------|--|---|
| 1 採用 | 役付職員として採用する場合 | 氏 名 嶺南広域行政組合職員に任命する 〇〇に補する | 主査及びこれに相当する職以上はすべて役付職員とし、この発令形式を用いる。 |
| | 役付職以外の職員に採用する場合 | 氏 名 嶺南広域行政組合職員に任命する 〇〇に補する 〇〇〇勤務を命ずる | 「〇〇に補する」の「〇〇」は、「主事」、「技師」、「自動車運転手」等とする。 |
| | 非常勤嘱託として採用する場合 | 氏 名 嘱託を命ずる 〇〇を命ずる 〇〇〇勤務を命ずる ただし非常勤とする | 「〇〇を命ずる」の「〇〇」は、「事務補助員」等とする。 |
| 2 昇任 | 上位の職に昇任させる場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 〇〇に補する | 上位の職に昇任させる場合は、昇任発令により旧職は解かれたものとする。 |
| 3 降任 | 下位の職に降任させる場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により〇〇に降任する | |
| 4 転任 | 役付職に転任させる場合 | 嶺南広域行政組合〇〇〇 氏 名 嶺南広域行政組合職員に任命する 〇〇に補する | 「嶺南広域行政組合〇〇〇」は次のとおりとする。 (1) 組合議会……嶺南広域行政組合議会事務局書記 (2) 監査委員……嶺南広 |

| | | | |
|------|--------------------------------|--|--|
| | 役付職以外の職員 の職に転 任させる 場合 | 嶺南広域行政組合〇〇〇 氏 名 嶺南広域行政組合職員に任命する 〇〇に補する 〇〇〇勤務を命ずる | 域行政組合監査委員事 務局書記 |
| 5 出向 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 〇〇〇〇へ出向を命ずる | 「〇〇〇〇へ」は、次のと おりとする。 (1) 組合議会……嶺南広 域行政組合議会事務局 局へ (2) 監査委員……嶺南広 域行政組合監査委員事 務部局へ |
| 6 併任 | 組合職員 の併任の 場合 | 嶺南広域行政組合〇〇〇 氏 名 嶺南広域行政組合職員に併任する 〇〇に補する 〇〇〇勤務を命ずる | 1 「嶺南広域行政組合〇〇 〇」は「4 転任」の備考 欄と同じ。 2 「〇〇に補する」の「〇 〇」は、「主事」「〇〇係 長」等とし、役付職員の 場合は、勤務課の発令は 行わない。 |
| | 出納員と して併任 する場合 | 嶺南広域行政組合〇〇〇 氏 名 嶺南広域行政組合職員に併任する 出納員を命ずる | 「嶺南広域行政組合〇〇 〇」は「4 転任」の備考欄 と同じ。 |
| | 併任を解 く場合 | 嶺南広域行政組合〇〇〇 氏 名 嶺南広域行政組合職員の併任を解く | 「嶺南広域行政組合〇〇 〇」は「4 転任」の備考欄 と同じ。 |

| | | | |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
| 7 配置 換 | 役付職員 の配置換 の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇に補する | |
| | 役付職員 以外の職 員の配置 換の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇勤務を命ずる | |
| 8 兼務 | 役付職員 の兼務の 場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 兼ねて〇〇〇に補する | 1 兼務課勤務を命ずる 場合は、「兼務課勤務を 命ずる」とする。 2 本務が異動した場合 は兼務が解かれたもの とする。 |
| | 役付職員 以外の職 員の兼務 の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 兼ねて〇〇〇勤務を命ずる | |
| | 役付職員 の兼務を 解く場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇兼務を解く | |
| | 役付職員 以外の職 員の兼務 を解く場 合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 兼ねて〇〇〇勤務を解く | |
| 9 事務 取扱 | 事務取扱 をさせる 場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇事務取扱を命ずる | 1 海外旅行期間中等期 間を定める場合は、「〇 〇期間中〇〇事務取扱 を命ずる」とし、当該期 間が終了しても解除発 令は行わない。 2 本務が異動した場合 は、事務取扱は解かれた ものとする。 |
| | 事務取扱 を解く場 合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇事務取扱を解く | |

| | | | |
|---------|------------------------------|--|--|
| 10 心得 | | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇心得を命ずる | 心得が本務の場合は、 「〇〇〇心得に補する」と する。 |
| 11 事務代理 | 病気療養 期間中等 の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇期間中同事務代理を命ずる | 「〇〇〇期間中」として発 令された場合は、当該期間 が終了しても解除発令は 行わない。 |
| | 事務代理 を解く場 合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇〇事務代理を解く | |
| 12 派遣 | 自治研修 所への派 遣の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 福井県自治研修所へ入所を命ずる (〇〇研修課程) 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | 研修期間が 21 日以上に わたる場合にのみ発令す る。 |
| | 各種研修 会への派 遣の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇主催〇〇研修の受講を命ずる 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | |
| | 他の地方 公共団体 等への派 遣の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 地方自治法第 252 条の 17 の規定によ り〇〇〇へ派遣を命ずる 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | |

| | | | | |
|----|----------|------------------------|---|--|
| 13 | 外国出張 | | 嶺南広域行政組合職員 氏名 〇〇国へ出張を命ずる 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | |
| 14 | 専従 休職 | | 嶺南広域行政組合職員 氏名 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事することを許可する 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | |
| 15 | 療養 | | 嶺南広域行政組合職員 氏名 嶺南広域行政組合職員衛生管理規程第 条の規定により療養を命ずる 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | |
| 16 | 休職 | 心身の故障のため の休職の 場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により休職を命ずる 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 休職期間中給料、扶養手当、調整手当、 住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の〇〇を支給する | 公務上の負傷又は疾病による休養の場合は、「休職期間給与の全額を支給する」とする。 |
| | | 刑事事件 による休 職の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号の規定により休職を命ずる 休職期間中給料、扶養手当、調整手当 及び住居手当のそれぞれの 100 分の〇〇 を支給する | |

| | | | |
|-------------|----------------------|--|--|
| | 育児休業 の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 育児休業を承認する 育児休業の期間は 年 月 日から 年 月 日まで とする | |
| | 休職期間 の延長の 場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 休職期間を 年 月 日まで 延長する（ 年 月 日から給与 は支給しない） | |
| | 育児休業 期間の延 長の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 育児休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する | |
| 17 復職 | 休職の場 合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 復職を命ずる 〇〇に補する | |
| | 育児休業 の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 職務に復帰させる | |
| | 療養の場 合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 療養を解き出勤を命ずる | |
| 18 分限 免職 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 28 条第 1 項第〇号の 規定により免職する | |

| | | | |
|-------------|--|---|---|
| 19 失職 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 16 条第○号の規定に 該当し失職した | |
| 20 戒告 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号の 規定により懲戒処分として戒告する | 懲戒処分として戒告、減 給、停職及び免職を行う場 合は、標題を「懲戒処分」 とする。 |
| 21 減給 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号の 規定により懲戒処分として 年 月 日から 年 月 日 まで給料の○分の○を減給する | |
| 22 停職 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号の 規定により懲戒処分として 年 月 日から 年 月 日 まで停職する | |
| 23 懲戒 免職 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号の 規定により懲戒処分として免職する | |

| | | | |
|-------|--------------------|---|---------------------------|
| 24 辞職 | | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 辞職を承認する | 非常勤嘱託が辞職する場合もこの例による発令を行う。 |
| 25 退職 | 条件付採用期間中の退職の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 退職をさせる | |
| | 死亡退職の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 死亡退職 | |
| | 定年退職の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により 年 月 日限り定年退職 | |
| | 勤務延長の期限の到来により退職の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏 名 地方公務員法第 28 条の 3 の規定による期限の到来により 年 月 日限り退職 | |

| | | | |
|----------|-----------------|--|--|
| 26 勤務延長 | 勤務延長の場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 年 月 日まで勤務延長する | |
| | 勤務延長の期限を延長する場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 勤務延長の期限を 年 月 日まで延長する | |
| | 勤務延長の期限を繰り上げる場合 | 嶺南広域行政組合職員 氏名 勤務延長の期限を 年 月 日に繰り上げる | |
| 27 臨時的任用 | 臨時的任用の場合 | 氏名 臨時に嶺南広域行政組合職員に任命する 〇〇に補する 〇〇〇勤務を命ずる 雇用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする | 「〇〇に補する」の「〇〇」は、「主事」、「技師」、「自動車運転手」等とする。ただし、資格、免許を有しない者の場合は、「〇〇補助を命ずる」とする。 |
| | 臨時的任用を更新する場合 | 臨時嶺南広域行政組合職員 氏名 雇用期間を 年 月 日から 年 月 日まで更新する | |

辞

令

| | |
|-------------|------|
| (職名) | (氏名) |
| (異動内容) | |
| 嶺南広域行政組合管理者 | |

別記様式第2号（第5条関係）

履 歴 書

| | | | |
|-------|-------------|---|-------|
| 写 真 | ふりがな 氏 名 | 印 | |
| | 生年月日 | | |
| | 本 籍 | | |
| | 現 住 所 | | |
| 年 月 日 | 履 歴 事 項 | | 発 令 庁 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |